

日時・場所	令和2年7月6日（月）8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、西村教育長、田中議会事務局長、川端政策調整部長、吉川病院事務部長、市木総務部長、長尾市民部長、吉田健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、三上都市建設部長、武内環境経済部長、杉本教育部長、遠藤会計管理者、川尻政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局（企画調整課）

1. 市長指示事項

- ・昨日、健康スポーツセンターの開所式を行った。このような時期であるため限定的ではあるが、スポーツ団体や商工団体の代表者、議会、自治会の代表者等に出席いただき、開所を祝ってもらった。オープンは15日からになるが、きちんと準備をしてもらい、良い施設ができていますので、できるだけ市民の皆さんに活用いただき、健康を増進してもらおうとともにスポーツに親しんでももらいたい。
本来は体育館附属のプールをこの時期まで使う予定だったが、天井が剥落したことにより閉鎖していたこともあり、市民の期待も高い。その市民の期待に応えられるよう、今後22年間になるが、適切に運営してもらいたい。
- ・新型コロナウイルス感染症については、県内では一旦収まっている状況だが、東京圏では収まっておらず、九州や近畿圏でも感染者が増加している。従前どおり緊張感を持って対応してもらいたい。
- ・県外から来られた方々と話している中で、街によってコロナへの対応が違うとの感想を聞いた。これには二つの意味があり、一般的に評価される形で市民への支援を競っているものと、広く公表はされていないが、具体的な地域の課題やニーズに合った、かゆい所に手が届くきめ細かな施策が行われているものがある。これらは似ているようで全く違っており、前者は派手に見え、後者は地味に見える。この地味なところがいかにできているかがまちづくりの重要な点である。皆さんもそれぞれの分野で、第二次の補正に向けて施策を組んでもらっていると思うが、先週も言ったように、派手なものよりも本当に市民や事業者に必要な施策を形成し、実施できるようにしてもらいたい。

2. 議題

① 野洲市都市計画マスタープラン タウンミーティングの開催について

野洲市都市計画マスタープランの見直しにあたり、市民意向の把握を行うことを目的としたタウンミーティングを学区ごとに開催する。

→都市計画マスタープランでは、都市計画法に基づいて土地利用計画が決められている。一般的には、市街化区域編入の予備群を決める制度になってしまっているが、それでは駄目である。タウンミーティングでは、地権者から自身の土地を市街化区域にして欲しいというニーズや提案が出るのが想定されるが、市街化区域にして何をするのかをセットで考えないといけない。逆に、農地ではどこを残して、どのような農業が成り立つのかという議論がないといけないので、担当部長は気を付けてもらいたい。

また、最近の市民や団体の話を聞いていると、農業で十分成り立っているところがある一方で、農業が維持できないため農地をなんとかかしたいという背水の陣のニーズや提案が出てくることも想定される。この制度は、高度成長期のバラ色の仕組みであり、その限界をわきまえながら進めていかないと良いプランはできないため、その辺りも押さえながらやってもらいたい。各部にもコンテンツが関わってくるので、全体の問題として認識しておいて欲しい。

② 野洲市みどりの基本計画 ワークショップの開催について

緑の基本計画が令和2年度で終了することから、本年度新たな「野洲市みどりの基本計画」として改訂を行うため、市民の皆さんの意見を反映させることを目的とし、9月5日（土）午前10時～11時30分に総合防災センターで開催する。

→現行の計画には何が書かれていて、何が実現できたのか。

→できていないことが多い。先の検討委員会でも、このことについて報告して欲しいとの意見があったため、とりまとめを行っているところである。次回の検討委員会でその内容を報告し、議論していただこうと考えている。

→このワークショップはその検討委員会より後になるのか。

→ワークショップの方が先になるため、その意見に加え、都市計画マスタープランのアンケートでもこの計画に関する意見をいただいているので、それらをまとめたものを次回の委員会で報告したいと考えている。

→むしろ、市民の方に現行の計画のことをきちんと分かってもらった上で議論いただかないといけないのではないのか。広報の内容も工夫すること。

→今回の狙いはきちんとした都市公園を整備しようということであり、そこへ絞っていかないといけない。抽象的な計画の話ではない。

→ワークショップでは、公園についての意見を中心にいただけたらと考えている。

③ 野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

野洲市附属機関設置条例により設置した野洲市さくら墓園合葬式施設整備検討委員会について、設置目的を達成したことにより廃止するため、同条例を改正する。

④ 全員協議会への提出事項について

7月21日（火）開催の全員協議会に報告事項10件、連絡事項6件を提出する。

→ハザードマップの更新については都市建設部で説明するが、地震のこともあるため、担当課は危機管理課と道路河川課の併記としてもらいたい。

→この案件では、どの程度の情報を提供するのか。

→H27年の水防法改正を受け、現在の計画水位に加え、予想し得る最大水位の内容に更新すること、また、前回の時点では避難所の種類は一つしかなかったが、現時点では2種類あり、避難所を廃止された箇所もあることから、修正が必要になる。

→ハザードマップができるのは年度末であり、業務を進めるのはこれからではないのか。

→委託の発注手続きを進めているところである。

→今の段階で何のために議会に情報を提供するのか狙いがはっきりしていないため、再度確認してから進めること。

3. その他伝達事項

なし

4. 次回部長会議の予定

7月13日（月）8時45分～ 庁議室